

子育て支援型 (子育てのための改修工事)

補助金額	補助対象経費の20%(上限50万円)
世帯要件	子育て世帯(※)で、かつ、世帯員全員(三世帯同居世帯は子育て世帯員に限る)の前年の所得総額が600万円未満の世帯が行う工事※4月1日時点で18歳未満の子どもがいる世帯
住宅要件	豊後高田市内にあり、子育て世帯が居住している住宅で行う工事(既存住宅を購入する場合を含む。)ただし、離れ等の付属棟のみを改修する場合は除く。店舗等の用途を兼ねる場合は、その用途に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のものを含む。マンション等の共同住宅も対象とする。ただし、専有部分のみとする。 昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅にあつては、大分県が実施する耐震アドバイザー派遣制度を申請時まで利用すること。
工事要件	次の第1号から第11号のまでのいずれかの工事を1以上含み、かつ、第15号の要件を満たす工事(第1号から第11号までのいずれか1以上の工事と併せて行う第12号、第13号又は第14号の工事を含む。)であること。 (1)子ども部屋(収納、便所、廊下を含む。以下「子ども部屋等」という。)の増築工事 (2)子ども部屋等の間取り変更工事 (3)子ども部屋等の内装改修工事 (4)子どものために行う便所改修工事 (5)子どものために行う浴室、洗面所改修工事 (6)子ども用の机やベッド設置のため畳を板張りに変更する工事 (7)ベビーカー用スロープ設置工事 (8)テレワークスペース改修工事 (9)キッズスペース改修工事 (10)対面キッチン改修工事 (11)その他市長が認める子どものために行う改修工事 (12)高齢者バリアフリー型に掲げる工事(祖父又は祖母が近居する場合に限る。) (13)省エネ改修工事 (14)宅内配管設備工事(合併処理浄化槽設置に伴うものに限る。) (15)補助対象工事費が30万円以上の工事
施工者要件	次の各号のいずれかに該当する施工者が行う工事であること。 (1)豊後高田市内に本店を有する法人 (2)豊後高田市内に住民票がある個人